**大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書【調査２】作成上の注意**

**令和５年度に、私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ、下記内容について、十分ご留意いただきますようお願いします。**

**１．大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書（様式１－１、１－２）**

■『１．障がい幼児の受け入れ状況（様式１－１）』について

（２）学級数等の現状の内訳　及び　障がい幼児の受け入れに係る加配教職員の配置状況

① 担任教員の氏名を入力

② １クラス２名の教員で保育している場合（２人担任制、主担・副担任制）担当教員氏名を入力

③ 障がい幼児に対し、教育上特別に配慮するために加配している教員の氏名を入力

※障がい幼児のみの学級もしくは健常児と障がい幼児の混合学級を担当し、障がい幼児を常時直接指導している教員

④ 障がい幼児に対し、教育上特別に配慮するために加配している教員の氏名を入力

※障がい幼児のみの学級もしくは健常児と障がい幼児の混合学級と、健常児のみの学級を
ともに指導している教員

⑤ 障がい幼児の支援等に直接関わっている職員の氏名を入力

※障がい幼児のみの学級もしくは健常児と障がい幼児の混合学級の指導に当たって、
支援等の業務に直接携わっている職員

■『２．障がい幼児の概要（様式１－２）』について

　 調査年度の５月１日現在の在籍園児を入力。

≪障がいの種別≫

〇 障がいの種別は、「診断書等」に基づき次の[種別]の中から入力。

〇 複数該当する場合は、主たる種別を入力。

［種別］

Ａ： 視覚障がい

Ｂ： 聴覚障がい

Ｃ： 知的障がい（ダウン症・その他）

Ｄ： 肢体不自由（脳性まひ・その他）

Ｅ： 病弱虚弱　（筋ジストロフィー・先天性心疾患・その他）

Ｆ： 言語障がい

Ｇ： 情緒障がい（自閉症を含む）

**２．大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる副申書（様式２－１）**

〇本書は、「教育上特別な配慮」について、幼稚園における具体的な取組み内容等を確認するための書類です。「② ①に記載した「生活上や教育・保育上の困難」を園児が主体的に改善・克服するために、園が特別に配慮していること」には、年間を通じた個別の指導計画、継続した配慮の内容を具体的に記入してください。
また、継続した配慮の内容として、担当教員、取組内容、取組頻度等をご記入ください。

〇作成にあたっては『【記入ポイント】様式２－１』を参照してください。

**３．診断書(判定書)等**

〇本補助金に係る提出書類の「診断書(判定書)等」とは、次の（１）から（３）のいずれかをいいます。

（１）診断書【 原本 】

|  |  |
| --- | --- |
| 様式 | 大阪府が示す様式（様式第２－２（医師用））もしくは　発行者（機関（長））の任意様式 |
| 具体例 | 専門医師、病院、医院発行の診断書 |
| 発行者 | 医学上の資格(国家資格)を持つ者であることが必要です。 |
| 記載内容 | 大阪府が示している様式で求める記入項目を、全て満たしていただく必要があります。※次のいずれかに該当する場合は、添付書類として認められません。・記入事項に不足があるもの ・発行者(機関(長))名もしくは医師等の氏名の記名･押印がないもの |
| 作成時期 | 令和４年１０月から令和５年９月末日までに作成されたもの※昨年に引き続き交付申請を予定する園児についても、上記期間に発行された診断書を提出してください。 |

（２）各種手帳類　【 写し ※設置者による原本証明が必要 】

|  |  |
| --- | --- |
| 具体例 | 身体障がい者手帳 |
| 療育手帳 |
| 　こども健康手帳 |
| 小児慢性特定疾患手帳 |
| 小児慢性特定疾患治療費援助承認決定通知書 |
| 特別児童扶養手当認定通知書 |
| 医療費助成証 |
| 心臓病管理指導表　　等 |
| 注意事項 | 障がい種別が判定できない(病名等の記載のない)書類は、手帳等を発行した機関がその障がいを認定したもととなる診断書等の添付をお願いする場合があります。 |
| 有効期限 | 承認期間等が記載されている場合は、令和５年度が期間内であるもの |

（３）意見書・証明書・判定書・指導書・紹介状・所見　等　【 原本 】

|  |  |
| --- | --- |
| 様式 | 　大阪府が示す様式（様式２－３（医師以外用））　もしくは　発行者（機関（長））の任意様式 |
| 具体例 | 子ども家庭センターや保健所からの所見 |
| 心理学専攻の大学教員(履歴書の添付が必要)の意見書　　等 |
| 発行者 | 心理学上の資格(国家資格､公的資格､任用資格(心理判定員)等)を持つ者であることが必要です。※次のような資格者が作成した診断書(判定書)等は、原則として添付書類として認められません。・民間資格（民間団体が付与する資格で、国が認定していないもの）・社会福祉法人やその他障がい福祉事業を行う公益法人の職員（当該法人に所属する専門医師等が個人の資格で診断書を作成する場合は除く） |
| 記載内容 | 大阪府が示している様式で求める記入項目を、全て満たしていただく必要があります。※次のいずれかに該当する場合は、添付書類として認められません。・記入事項に不足があるもの・医師以外が発行する書類にあっては、保護者の署名(自署)がないもの ・発行者(機関(長))名もしくは医師等の氏名の記名･押印がないもの |
| 作成時期 | 令和４年１０月から令和５年９月末日までに作成されたもの※令和６年度以降の取り扱いについては、別途通知します。※昨年に引き続き交付申請を予定する園児についても、上記期間に発行された診断書（判定書）等を提出してください。 |

**４．補助対象経費内訳表（予定）（様式３－１）**

〇作成にあたっては『【記入例】様式３－１』を参照してください。

**５．保護者への説明、保護者の同意（様式２－１～様式２－３関連）**

（１）個人情報の取扱いについて

① 本件調査のほとんどは個人情報であり、「個人情報保護法」及び「大阪府個人情報保護条例」により、府はもとより、各園においても、本件調査情報の適正な取扱いの確保に努める必要があります。また、本人もしくはその法定代理人は、同条例に基づき大阪府に対して、自己に関する個人情報の開示請求をすることができます。

　　　　② 個人情報の取扱いについては、慎重を期するとともに、当該園児の保護者に対し、必ず次の事項について十分な説明を行ってください。

・診断書(判定書)等の提出先は、大阪府です。

・提出書類は、補助対象となるかどうかを判断する資料として大阪府が使用します。

・大阪府は、提出書類を他の目的で使用することは一切ありません。

（２）配慮の説明と保護者の同意

　　　　① 対象園児の保護者に対し、次の事項について十分な説明を行ってください。

・対象園児に対する年間を通じた個別の指導計画及び継続した配慮の内容、担当教員、取組内容、取組頻度等

　　　　　 ・大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の趣旨

・当該補助金は、府が特別支援教育の充実や教育条件の向上を図ることを目的に、私立幼稚園に対し補助するものであり、保護者に対し直接給付される補助金ではないこと

　　　　　 　・診断書(判定書)等は、調査票の添付書類として大阪府に提出すること

　　　　② 次の書類について、対象園児の保護者に対し、記載内容をご確認いただき、同意を得た　　　　　 上で、副申書（意見書(判定書)を提出する場合は同書にも）の「保護者氏名(自署)」欄に署名(自署)を得てください。

・副申書（様式２－１）

・診断書(判定書)等（様式２－２、様式２－３）

・「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」